

平成28年4月1日現在

	受けられる条件	受けられる額				
特別支給の老齢厚生年金	(65歳未満、昭和16年4月2日以降生まれ)老齢基礎年金の支給要件を満たしていること。 厚生年金保険の被保険者期間が、1年以上あること。	定額部分(1)+報酬比例部分(2)+加給年金額(3) (1)定額部分 $1,626円 \times 生年月日に応じた率 \times 被保険者期間の月数$ (2)報酬比例部分 報酬比例部分の年金額は、①の式によって算出した額 (①の式によって算出した額が②の式によって算出した額を下回る場合には、②の式によって算出した額) ①報酬比例部分の年金額 $\left\{ \begin{array}{l} \text{平均標準報酬月額} \times \left[\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.125}{1000} \right] \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} + \\ \text{平均標準報酬月額} \times \left[\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.481}{1000} \right] \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数} \end{array} \right\} \times \text{生年月日に応じた率}$ ②報酬比例部分の年金額(物価スライド特例水準) $\left\{ \begin{array}{l} \text{平均標準報酬月額} \times \left[\frac{10}{1000} \sim \frac{7.5}{1000} \right] \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} + \\ \text{平均標準報酬月額} \times \left[\frac{7.692}{1000} \sim \frac{5.769}{1000} \right] \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数} \end{array} \right\} \times \text{生年月日に応じた率}$ $\times \text{再評価率}$ (3)加給年金額(定額部分が加算される場合に限る) 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上または40歳(女性の場合は35歳)以降15年ある者が、定額部分支給開始年齢に達した時点で、その者に生計を維持されている一定の対象者がいる場合に支給。				
	老齢厚生年金	(65歳以上、昭和16年4月2日以降生まれ)老齢基礎年金の支給要件を満たしていること。 厚生年金保険の被保険者期間が1か月以上あること。	報酬比例年金額(ア) + 加給年金額(イ) <table border="1" data-bbox="491 992 1150 1048"> <tr> <td>(ア) 報酬比例年金額</td> <td>60歳～64歳の報酬比例部分(2)と同じ。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 加給年金額</td> <td>60歳～64歳の加給年金額(3)と同じ。</td> </tr> </table>	(ア) 報酬比例年金額	60歳～64歳の報酬比例部分(2)と同じ。	(イ) 加給年金額
(ア) 報酬比例年金額	60歳～64歳の報酬比例部分(2)と同じ。					
(イ) 加給年金額	60歳～64歳の加給年金額(3)と同じ。					
障害厚生年金	加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病による障害。ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること。	【1級】 (報酬比例の年金額) × 1.25 + 配偶者の加給年金額(224,500円) 【2級】 (報酬比例の年金額) + 配偶者の加給年金額(224,500円) 【3級】 (報酬比例の年金額) ※最低保障額 585,100円 【障害手当金】 平均標準報酬額 × 給付乗率 × 被保険者期間月数 × 200/100 最低保障額:1,170,200円				
遺族厚生年金	①被保険者が死亡したとき、または被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき。(ただし、遺族基礎年金と同様、死亡した者について、保険料納付期間(保険料免除期間を含む。)が国民年金加入期間の3分の2以上あること。) ②老齢厚生年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。 ③1級・2級の障害厚生年金を受けられる者が死亡したとき。	妻、子、孫(18歳到達年度の年度末を経過していない者または20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の者)、55歳以上の夫、父母、祖父母(60歳から支給) 報酬比例の年金額 報酬比例部分の年金額は、①の式によって算出した額。 (①の式によって算出した額が②の式によって算出した額を下回る場合には、②の式によって算出した額が報酬比例部分の年金額になる。) ①報酬比例部分の年金額 $\left\{ \begin{array}{l} \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} + \\ \text{平均標準報酬月額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数} \end{array} \right\} \times \frac{3}{4}$ ②報酬比例部分の年金額(物価スライド特例水準) $\left\{ \begin{array}{l} \text{平均標準報酬月額} \times \left[\frac{10}{1000} \sim \frac{7.5}{1000} \right] \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} + \\ \text{平均標準報酬月額} \times \left[\frac{7.692}{1000} \sim \frac{5.769}{1000} \right] \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数} \end{array} \right\} \times \text{再評価率} \times \text{スライド率} \times \frac{3}{4}$				
脱退一時金	日本国籍を有しない者が厚生年金に加入し、年金の受給権を得ないまま帰国した場合、2年以内に請求。(厚生年金の保険料を納めた月数が6月以上必要)	平均標準報酬額 × 支給率(保険料率 × 1/2) × 被保険者期間月数に応じた月数				